

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓 令 甲

○副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成十八年宮城県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

「若生正博」を「山田義輝」に、「山田義輝」を「河端章好」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程(平成十八年宮城県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二号口中「環境の保全及び県民生活」を「総務企画一般」に改め、同号ハ中「商業、工業、農業、林業及び水産業」を「保健衛生及び社会福祉」に改め、同号ニ中「労働」を「土木及び建築」に改め、同号ホ中「公営企業」を「会計及び監査」に改め、同号に次のように加える。

ハ 教育及び警察に関すること。

第三号イ中「総務企画一般」を「環境の保全及び県民生活」に改め、同号ロ中「保健衛生及び社会福祉」を「商業、工業、農業、林業及び水産業」に改め、同号ハ中「土木及び建築」を「労働」に改め、同号ニ中「会計及び監査」を「公営企業」に改め、同号ホを削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。